第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画 進捗状況報告書 (令和6年度実績報告)

子ども未来部子ども政策課

1. 計画の概要

策定時期	令和5年3月					
計画期間	令和5年度から令和9年度までの5年間					
目的	本市におけるひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立を促進するために講じようとする施策の基本方針を定めることにより、各自立支援策を総合的かつ計画的に推進するため					
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 同法第11条に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上 のための措置に関する基本的な方針」					
基本方針及び各施策	5 基本方針、3 5 施策(P. 3 体系図参照)					

2. 進捗状況調査

第三次計画での取組みに対する評価・課題を踏まえて策定された第四次計画の2年目(令和6年度)を終え、各施策の令和6年度実施状況及び実績、これまでの取組みに対する評価について、報告を行う。(別紙、「進捗状況一覧表」参照)

	子ども政策課、保育幼稚園事業課、子育て支援課、子ども青少年
調査対象	課
	基本方針以下35施策について、進捗状況を調査
調査内容	令和6年度決算額・実績・これまでの取組みに対する評価・事業
	の方向性

3. 調査結果概要

(詳細は、「進捗状況一覧表」参照のこと。)

(事業の方向性)

基本目標	施策数	拡充	継続	縮小	終了
1 就業支援の推進	1 3	0	1 3	0	0
2子育てや生活支援の推進	8	0	8	0	О
3相談・情報提供体制の充実	6	0	6	0	0
4養育費確保のための支援の推進	3	0	3	0	О
5 経済的支援の推進	5	0	5	0	0
全体	3 5	0	3 5	0	0

4. 総括

各施策の今後の事業の方向性については、35施策が「継続」となっています。今後 も引き続き、各施策の成果を向上させるような事業展開・事業運営を検討していくとと もに、適正かつ安定的な事業運営に努めていく必要があります。

ひとり親家庭は、子育ての負担や就業経験の不足などの理由により、依然として経済的基盤が弱い状況下にあることから、個々の状況に応じて適切な支援を提供することが 重要となります。

このため、今後も引き続き令和5年3月に策定した「第四次高槻市ひとり親家庭等自立 促進計画」の各自立支援施策を総合的かつ計画的に推進し、ひとり親家庭等の生活の安定 と向上、自立の促進を図っていくものです。

【第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画体系図】

基本理念

ひとり親家庭等が社会を構成する様々な家族形態のひとつとして、その親と子どもの人権が尊重され、それぞれの自力を発揮して経済的に自立することで生活を安定、向上させ、子どもをもつ親としての自信と責任をもって子どもを育てることの楽しさや喜びを感じることができるような社会の実現を図ります。

